

# 公益社団法人日本小児歯科学会「小児歯科専門医」新規申請について

2022.9.7 一部修正

## ＜専門医申請者の資格＞（専門医制度規則、専門医制度施行細則）

規則第8条 専門医の審査を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有すること
- (2) 専門医の認定申請時において、5年以上引き続いて本学会会員である者
- (3) 専門医制度規則第6章の規定によって指定された研修施設で、第7章に定められた教育研修内容に従い、施行細則第5条で示される研修を修めた者
- (4) 専門医の認定申請時に教育研修単位を必要単位数取得している者  
ただし、附表1に示す臨床、学術、業績の各研修の最低必要単位数を満たしていなければならない。
- (5) 専門医研修カリキュラムを修了した者
- (6) 日本歯科専門医機構が定める共通研修を受講した者
- (7) 原則として、日本歯科医師会会員である者（正会員、準会員）

細則第5条 規則第8条における必要な教育研修単位数は、附表1に示す臨床、学術、業績の各研修の最低必要単位数を含み150単位以上とする。また大学研修施設で40単位以上の研修を受けるとともに、通算5年以上の小児歯科臨床経験を有すること。ただし、原則として卒直後1年間の歯科医師臨床研修期間は除くものとする。

## ＜教育研修単位基準＞

附表1

1. 臨床研修：各施設での研修（最低必要単位数60：ただし、大学研修施設での研修単位を40単位以上含むこと）

1) 研修施設（1年間）	20
2) 研修施設以外で専門医指導医がいる施設（1年間）	10
3) 研修施設以外で専門医がいる施設（1年間）	5

\*1年未満の教育研修は、研修を行った月数を12で除した値に所定単位数を乗じて算定する。

\*曜日単位の教育研修は、研修を行った曜日数を5で除した値に所定単位数を乗じて算定する。

臨床研修の評価は120症例（人）上を満たすと同時に専門医カリキュラムを修了することとする。その内容は以下の患者数を満たすことが必要である。

(イ)～(へ)の患者の診療をそれぞれ20人以上ずつ行い、患者リスト（第4号様式4-4）に記載すること。年齢は診療時年齢とする。各項目のうち10症例以上は研修施設で行ったものとする。また、10症例以上は1年以上の継続診療を行ったものとする。(ホ、へ)は(イ～へ)と重なった患者でも可とする。

なお、すべての患者リスト症例は専門医認定委員会の要請に応じて診療記録が提出され得るものとする。施設により症例数が満たせない項目については施設長による理由書を添付し委員会で審議する。

- (イ) 0～3歳未満
- (ロ) 3～6歳未満
- (ハ) 6～12歳未満
- (二) 12歳以上

- (ホ) 障害児または有病児
- (ヘ) 全身麻酔、鎮静等特別な対応法を用いた患者

2. 学術研修：小児歯科関連の学会および研修会参加<sup>注1</sup>

(最低必要単位数 50)

- 1) 日本小児歯科学会大会（全国大会、地方会大会、専門医認定医合同セミナー、専門医セミナー） 10
- 2) 小児歯科関連の国際学会大会<sup>注2</sup>（国際小児歯科学会、アジア小児歯科学会など） 10
- 3) 小児歯科に関連する学会大会または地域単位の研修会<sup>注3</sup> 5

3. 業績：小児歯科学分野の学会・研修会および学術雑誌等への発表<sup>注4</sup>

(最低必要単位数 10：ただし、日本小児歯科学会全国大会・地方会大会・小児歯科学雑誌・Pediatric Dental Journal での業績を含むこと)

- 1) 日本小児歯科学会大会、小児歯科関連の学会大会、地域単位の研修会  
発表者のみ（共同発表者は含まない） 5
- 2) 小児歯科学雑誌または Pediatric Dental Journal  
筆頭著者 10  
共同著者（筆頭より 5 番目までに限る） 5
- 3) 上記以外の学術雑誌  
筆頭著者 5  
共同著者（筆頭より 5 番目までに限る） 2
- 4) 学術著書  
単著あるいは編者 10  
分担執筆 5
- 5) 商業雑誌等  
筆頭著者 5  
共同著者（筆頭より 5 番目までに限る） 2

4. 社会への貢献<sup>注5</sup> 1 件につき最高 3

注1：参加証明の添付が必要。ただし、会員証（ID カード）で登録を行った研修会については免除する。

注2：専門医認定委員会で承認されたものでなければならない。

注3：専門医認定委員会に以下の条件を証明する書類を添えて申請し認定されなければならない。ただし、地域的事情により、条件を満たすことができないと専門医認定委員会が認めた場合には、特例で認定することがある。なお、参加単位は1年間で5単位を上限とする。

①「会員数」が30名以上の場合は30%以上あるいは20名以上が専門医、「会員数」が30名未満の場合は10名以上の会員数で60%以上の専門医を有している。

②機関誌を発行している。

③定期的な研修会を開催している。

④規約が存在する。

⑤申請に際して、所属地域の日本小児歯科学会地方会の承認を得る。

注4：抄録・論文（何れもコピー可）を添付することで認められる。投稿中は不可。

注5：具体的内容を記入し（本会・地方会活動、講演、地域の保健活動、専門学校の講義、公共出版物への執筆など）、専門医認定委員会において単位評価を行う。一つの活動項目について単位認定がなされ、1年間で12単位を上限とする。

### <新規申請条件の変更について>

2023年度（申請受付期間：2023年8月1日～9月30日）より、新規申請条件に規定の臨床実績が必要となります。

詳しくは、<教育研修単位基準>の臨床実績をご確認ください。

(イ)～(へ)の患者の診療をそれぞれ20人以上ずつ行いとありますが、更新5年毎の患者数となっておりますので、2027年9月30日までは移行期間として、以下の患者数を条件といたします。なお、施設により症例数を満たせない項目については、施設長による理由書を添付することにより専門医認定委員会で審議いたします。

【(イ)～(へ)の患者数について】

※2022年9月以前に掲載していた資料の記載内容に誤りがございました。下記の訂正後の内容が正しい人数になります。

#### 訂正前

申請期間	2023年8月1日～9月30日	それぞれ1人以上
申請期間	2024年2月1日～3月31日	それぞれ2人以上
申請期間	2024年8月1日～9月30日	それぞれ3人以上
申請期間	2025年2月1日～3月31日	それぞれ4人以上
申請期間	2025年8月1日～9月30日	それぞれ5人以上
申請期間	2026年2月1日～3月31日	それぞれ6人以上
申請期間	2026年8月1日～9月30日	それぞれ7人以上
申請期間	2027年2月1日～3月31日	それぞれ8人以上
申請期間	2027年8月1日～9月30日	それぞれ9人以上
申請期間	2028年2月1日～3月31日以降	それぞれ10人以上



#### 訂正後

申請期間	2023年8月1日～9月30日	それぞれ2人以上
申請期間	2024年2月1日～3月31日	それぞれ4人以上
申請期間	2024年8月1日～9月30日	それぞれ6人以上
申請期間	2025年2月1日～3月31日	それぞれ8人以上
申請期間	2025年8月1日～9月30日	それぞれ10人以上
申請期間	2026年2月1日～3月31日	それぞれ12人以上
申請期間	2026年8月1日～9月30日	それぞれ14人以上
申請期間	2027年2月1日～3月31日	それぞれ16人以上
申請期間	2027年8月1日～9月30日	それぞれ18人以上
申請期間	2028年2月1日～3月31日以降	それぞれ20人以上

※2022年9月以前に学会事務局へ患者リストに記載する患者数についてお問い合わせいただいた

方について、訂正前の資料をもとに患者数をお答えしておりましたので、上記の訂正後の患者数が正しい人数になります。訂正してお詫び申し上げます。

### <申請書類の作成方法と送付先について>

日本小児歯科学会ホームページの「専門医制度と名簿」ページに申請書類を掲載していますので、各自ダウンロードをしてください。

送付方法は、封筒に「専門医新規申請書在中」と記載し、以下の送付先にお送りください。なお、申請書類受付の連絡はしませんので、配達記録が残るレターパックや宅配便等をご利用ください。

#### 【送付先】

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル 3F

一般財団法人 口腔保健協会内 公益社団法人日本小児歯科学会専門医認定委員会 係

### <専門医認定申請料振込先>

専門医認定申請料（1万円）を下記口座へお振込のうえ、振込控（コピー可）を申請書と一緒にお送りください。なお、オンラインバンクをご利用の場合は、振込日・振込金額が表示された画面を印刷してください。振込名義は原則申請者名でお願いします。別名義で振込みの場合は、振込後速やかに学会事務局へお知らせください。

#### 【振込先】

三菱UFJ銀行 駒込支店 普通 口座番号 1197434 公益社団法人日本小児歯科学会

### <申請書類>

- ・専門医認定申請書（第1号様式）
  - ・履歴書（第2号様式）
  - ・診療実績証明書（第3号様式）
  - ・教育研修単位取得証明書（第4号様式4-1）および学会参加、発表等を証明する資料  
※会員証（IDカード）で登録を行った研修会については、学会ホームページの会員専用ページ内にある参加履歴を印刷して同封
  - ・症例リスト（第4号様式4-2）
  - ・患者リスト（第4号様式4-3）
  - ・専門医カリキュラムチェックリスト（第4号様式4-4）
  - ・歯科医師免許証（コピー）
  - ・日本歯科医師会会員証（原則として必要。コピー）
  - ・専門医認定申請料（1万円）の振込みの受領証コピー
  - ・学会参加、発表等を証明する資料
  - ・日本歯科専門医機構が定める共通研修修了証
- 
- ・症例リスト（第4号様式4-2）：記載する症例は、主治医として担当した小児歯科治療10症例で、2年以上の長期継続観察症例（乳歯列期から混合歯列期にかけての症例を含むこと）

を5症例以上記載すること。診療内容は齲蝕、外傷、咬合誘導、過剰歯・小帯異常、齲蝕予防管理、歯周疾患あるいは発達障害児、全身疾患を有する小児、歯科的不協力児の長期口腔管理などで1患児1症例とする。

- ・学会参加、発表等を証明する資料は、会員証で登録を行った研修会は提出を免除する。また、発表の証明は、日本小児歯科学会における発表の場合は、プログラム・目次・論文1ページ目等のコピー、日本小児歯科学会以外の発表の場合は、抄録コピー・論文別刷等発表内容が確認できる資料を提出する

#### ＜専門医試験＞（専門医試験施行細則）

第4条 専門医試験は、次の各号の科目について行う。

- (1) ケースプレゼンテーションおよび口頭試問（2症例）
- (2) 症例課題（記述試験）
- (3) 客観試験（選択肢問題）

注）

(1) 症例リスト（第4号様式4-2）の中から2症例についてケースプレゼンテーションと口頭試問を行う。2症例のうち1症例は試験委員が選定し、試験案内の際に通知する。他の1症例については申請者が選ぶことができる。

1症例につきケースプレゼンテーション15分、口頭試問10分とする。

ケースプレゼンテーションは、口腔内写真、スタディモデル、エックス線写真、分析データ・検査データ等の資料を用意し、検査、診断、治療方針、治療経過について説明する。資料については、患者名（個人情報）が明らかにならないよう配慮すること。

(2) 症例課題は、試験委員が提示した症例の資料に基づいて、診断や治療計画を記述するものとする。

(3) 客観試験は、小児歯科専門医に必要な全般的知識を問う選択肢問題とする。

第5条第3項 合否判定は次のとおりとする。

3科目とも75点以上を及第点とし、3科目すべての及第をもって合格とする。及第点に達しなかった科目については、その科目のみ再度受験申請し及第点をとれば合格とする。